

大阪毎日新聞社編

國際經濟要覽

昭和九年
大阪毎日新聞社編
附錄

年 九 和 昭

錄 附 鑑 年 日 每

覽 要 濟 經 際 國

★ ★ ★

社 聞 新 日 每 阪 大

社 聞 新 日 日 京 東

編 共

目次

財政・經濟

日清戰後とその支弁	二二
日清戰後債金の利用	二二
日露戰後とその支弁	二二
歐洲大戰參加費	二三
戰時戰後の財政政策	二三
震災善後財政	三三
大正十五年度の大税制整理	四一
若槻内閣の税整理	四五
海關支拂問題	五六
市町村義務教育費國庫負擔金増額	六六
減價金制の一部停止	六七
倫敦會議後の減税	七八
會計法改正	八九
軍需對策の整理	九一
非費財源の整理	九二
不豫料金(明治三十四年)	九三
西原借款對内整理	九四
臨時國庫證券の整理	九五
預金部制度の改正	九六
預金の整理	九七

國內金融

緊縮の中斷(田中内閣時代)	二五
徹底的デフレ時代(民政黨内閣の政策)	二五
インフレ(轉向(犬養・齋藤内閣の政策))	二六
近江銀行の整理	二六
加島銀行の整理	二七
關東地方の大震災火災	二七
川崎、第百兩銀行合併	二八
外貨評價委員會設置	二九
銀行預金利下(利上)	二九
銀行土曜半休	二九
銀行の合同	三〇
銀行法の實施	三〇
銀行業務の改善	三〇
休業銀行の整理	三一
興銀總裁の更迭	三一
國債償還法の實施	三一
ユール市場の表退	三一
フル協定率の改訂	三一
四分利公債發行	三一
四分利市債の發行	三一

三和銀行の設立	三三
昭和二年の金融恐慌	三四
昭和銀行の設立	三五
信託法の制定	三六
信託預金の期限延長	三六
震災手形の處理	三六
大正九年の反動恐慌	三七
大正十一年の銀行取附	三八
台灣銀行の整理(鈴木商店破綻)	三八

滿洲國庫國公債募集	四七
滿洲國中央銀行開業	四七
安田銀行大合同	四八
郵便貯金三分に利下	四八
預金の太銀行集中	四八

貨幣・為替・貿易

擔保附社債信託法の改正	三八
中小商工業金融難	三九
中小商工業金融對策	三九
朝鮮銀行の整理	四〇
貯蓄銀行法の制定	四〇
十五銀行の整理	四一
名古屋中心の金融恐慌	四二
日銀特別融通	四三
日本銀行利下(利上)	四三
日銀未拂込の徴收	四四
日本銀行參與會法	四四
日本銀行納附金法	四四
日本保證準備發行高の擴張	四五
日銀のオープン・マーケット・オペレーション	四五
二水會の成立	四六
不動産資金金融化融資	四六
不動産融資の國家補償	四六
農田銀行の整理	四七
貨幣法の制定	四九
金本位制の確立	四九
金輸出禁止	四九
金拂下價格標準の變更	五〇
正貨現送の開始	五〇
金解禁運動の勃興	五〇
金解禁	五一
金解禁後の正貨現送	五一
クレデット設定	五二
金輸出再禁止論擡頭	五三
金輸出再禁止	五三
ドル買問題	五四
ドル買解合問題	五四
円安輸出暴落	五五
ドル賣後始末問題	五五
產金買上	五七
資本逃避防止法の實施	五七
關東震災直後の為替市場	五八
爲替、大正十三年の大暴落	五八
爲替、大正十五年初の円恐慌	五八
金融恐慌と爲替市場	五九
金解禁と爲替相場	五九

突

金本位制の再建と没落

石油戦争の展開

プロフェンテール

昭和六年の取引所税法改正	二二八
昭和七年の取引所法令改正	二一九
資本逃避防止法と外貨證券受渡	二二九
一の變更	二九
株券會問題	二九九
上海取引所事件	二九〇
直取引制限命令	二九〇
政變と金輸出再禁による立會休	二九〇
止	二九〇
全國株式取引所の株式買賣差益	三一一
金課税反對運動	三一一
大正三年の取引所法改正	三三三
大正五年末の大暴落	三三三
大正九年の大暴落	三三三
大正十一年の取引所法改正	三三三
大震災と東京市場	三四四
大株の共同擔保實施	三四四
大株短期積立金制度の變更	三四四
大株取引所の紛擾	三五五
大株代行會社創立	三五六
大株へ銀上納案	三五六
大株の資本金變化	三五六
朝鮮取引所法令公布(仁川京城取引	三五六
所合併に關する經過規程)	三五六
天津取引所株の買占	三七七
取引所令改正勅令公布	三八八
東株代行會社の創立	三九二
東株市場の士團後獨立會廢止	三九五
東株の擔保制度問題	三九五

東株に難株清算取引開設

東株清算の繼續下る

東株の資本金變化

東株取引所株買占

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

東株買占の實施

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

一三〇

全國に電燈爭議

電氣助成の方針を變更

電力統制運動(大合同案)

電力外債問題

電力外債強硬買上策

電力外債買入案

電力社債買入が問題

大同對字電の大係争

大同對東電の料金問題

大同、日電の合併談

地方的統制進む

電氣事業の外債熱動

電氣事業臨時調査會

電力料金基準問題

電力巨額會議開かる

電力聯盟組織さる

電球の東西結成

東京電燈の大改革

東電、日電の合併

東電、日電の電力融通

東電、日電、鬼怒電の三巨戰

東邦、大同の中金裁定

東邦對日電料金更改問題

東邦地方に制網

特殊供給準則成る

日電整理の範を示す

日電、宇電の提携具體化

日電、宇電の和解

日電、宇電の和解

日電、宇電の和解

日電、宇電の和解

日電、宇電の和解

日電、宇電の和解

日電、宇電の和解

日電、宇電の和解

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

一四二

日電、東電の抗爭

發電水力法可決

傍系とは何んぞや(電力會社)

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

もめ抜いた改正電氣事業法

國際無線電話創立

私鐵廢城事件

省營バス開業さる

小運送賃金問題

自動車線の擴大

自動車監督權限問題

大鐵の整理成る

地下鐵時代の出現

東京高速鐵道創立

南海電鐵のお家騒動

阪急・阪神並に京阪合同問題

日本電鐵却下七回

阪神の大阪高梁乗入

富士身延鐵道の紛糾

海運

川崎造船所破綻

川崎造船所整理

高級船員標準給料決定

國際汽船の整理

社外船大合同

船買改善法の實施

船輪輸入許下制實施

對米船鐵交換

デーゼル革命

普通船員最低賃銀制確立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

郵政ユニオン成立

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

一六〇

索引

五十
(音順)

アイルランドの獨立運動 六六
 アタリノ創設 六六
 アフガニスタンの將來 六六
 阿比西尼亞 九二
 アムステルダム聯合の消長 六六
 アムステルダム聯合の發展 六七
 アメリカの金融恐慌 六三
 アメリカの日本多民排斥運動 六七
 アラビヤ人の民族運動 六八
 アロト號事件 九三
 アンゴラ・ロ・バルシャ石油事件 六八
 委任統治問題 六九
 インドの日本綿布排撃 六九
 インドの民族運動 六九
 印棉不買問題 一八三
 イシハラ・フレイ・轉向 二六
 ヴァルサイエ條約 七〇
 運送業の大同盟 七〇
 英國失業保險制度調查會 七二
 英國炭坑爭議 六八
 英國議會的發展 六九
 英國の資本輸出情勢 六九
 英國議會關係の反覆 七〇
 英安輸出景氣 七〇
 大阪梅田驛高架切替問題 一五八

大阪驛完成三ヶ年繰延 一五八
 大阪ガスの驚異的擴張 一五五
 歐洲聯合案 七二
 歐洲大戰參加費 二二
 近江銀行の整理 二六
 オタワ會議 七二
 オープン・マーケット政策 七二
 外貨評價委員會設置 二九
 會計法改正 二九
 外國爲替管理法の施行と證券取引株關係者の對策 二二
 改正ガス事業法漸く成る 一五五
 ガス料金引下げ(東西)と増資問題 一五七
 加島銀行の整理 二七
 貨車封鎖事件 一五八
 カツプ暴動 七二
 蠶工船の合同 二四
 鐘紡の減給罷業騒動 二四
 鐘紡新株買占事件 一八
 カフェ取締の紛議 一八
 株式取引所の創立 一八
 株式の大暴落 一八
 株式賣買差益金課税反對 一八
 貨幣法の制定 一八

火保助成金問題 一七四
 火保昭和厚成立 一七三
 紙の生産制限 一七四
 海太工業新株偽造事件 一七三
 海太材の統制確立 一七三
 過燐酸工業組合の結成 一九七
 カルテル政策 七二
 川崎造船所(破綻、整理) 一六五
 川崎第百兩銀行合併 二八
 爲替、大正十三年の大暴落、回復 二八
 爲替管理法の實施 六二
 爲替銀行間取引内容日報告 六二
 爲替の採算基準變更 六二
 關西共同火力 一三九
 關東地方の大震災火災 一三九
 關東州特惠關稅 一三九
 關稅の改正 六四
 關稅休日會議 六四
 關稅自主權の確立 六二
 カンゾフ委員會 六二
 生糸輸出二港問題 六四
 北濱銀行休業と大株市場 六四
 義利團事件 九三
 休業銀行の整理 九三
 教農土木事業 三三
 京都電燈賣收問題 二五
 漁村恐慌の救済 二四

金 解 禁、 五〇、五一、五九
 金輸出禁止 四九、五二
 金輸出再禁止 五二、五三
 金輸出再禁止直後の爲替市場 五九
 金拂下價格標準の變更 五〇
 金偏在問題 七三
 金本位制の確立 四九
 金本位制の再建と没落 七三
 金融恐慌 三三、一四
 金融恐慌と爲替市場 九九
 銀行業務の改善 三二
 銀行取附 三八
 銀行十兩半休 二九
 銀行の合同 三〇
 銀行法の實施 三〇
 銀行預金利下(利上) 二九
 緊縮の中斷(田中内閣時代) 二五
 九ヶ國條約の成立(支那) 九六
 久原株の大買占戰 一五
 クラークの興亡 七四
 クレジット設定 五二、七四
 クレジットアンシタルト事件 七四
 クロイゲル事件 七四
 軍備財政の變遷 七四
 經濟參謀本部の誕生 一九
 京阪對大岡電力供給問題 一四〇
 京阪電鐵の利子引下問題 一四〇
 毛織物清算上場問題 一八六
 限月短縮復舊問題 一五、一六

農林保險の實施 一七五
 國庫基金制の一部停止 一八
 國庫地表記令 九四
 五・二五事件 二六、二六
 五・卅事件 九四
 五・四運動 九五
 五ヶ年計畫 七五
 興銀總裁の更迭 三三
 高級船員標準給料決定 一七
 工業組合の成立と發達 一七八
 航空運輸三大問題 一九九
 鋼材統制機關の完成 一八七
 工務法の制定 九四
 工務占領の失敗 七
 交通會議 一六〇
 神戸取引所の生糸上場 一七
 小口落禁止令 一七
 國際カルテルの發展 七五
 國際汽船の整理 一六七
 國際經濟會議(一九二七年) 一六七
 國際決済銀行の創成 七五
 國際消費組合聯盟 七五
 國際無線電話創立 一六〇
 國際通商委員會 七五
 國際労働機關の成立 七
 國際市場開放 一八
 國債償還法の實施 三三
 國產自動車三社合同す 一六〇
 小作爭議調停法 二〇五

米騒動 一七五
 ユール市場の發達 一八
 濟南事件 九四
 財閥資本の人網進出 二六、二六
 サイモン委員會 九四
 砂糖取引所生る 九五
 サンキ委員會 七五
 サン・ジェルマン條約 三三
 三角同盟の功過 一七
 三國干涉 一七八
 三大製紙の合併 一九九
 三品株の買占 一八七
 三品棉花上場 九四
 三和銀行の設立 七
 產金買上 一六〇
 產業組合中央金庫の設立 一七
 產業合理化運動の盛行 一七
 產業合理局の實績 七五
 產業助成會社(英) 一六七
 產金熱勃興 一六七
 參政院鐵道採買占 一六七
 羣衆系統制 一六七
 四・十二事件 七五
 四分利市債の發行 七五
 四分半利公債發行 一六〇
 自家發電の勃興 一八
 自作農設定 三三
 自動車線の擴大 一六〇
 自動車監督權限問題 二〇五

自由通商協會日本聯盟の設立 二〇五
 自力更生運動 三三
 事業法による強制買收問題 一八
 市町村義務教育費國庫負擔金の増額 一八
 失業救濟事業 七
 失業保險制度の發達 一八
 私鐵整頓事件 七
 資本逃避防止法の實施 一八
 竊三統制問題 一八
 社外船大合同 一八
 沙基事件 一八
 上海取引所事件 一八
 十五銀行の整理 一八
 株榮會問題 一八
 重要輸出品工業組合法制定 一八
 小運送直營問題 一八
 省營バス開業さる 一八
 庄川問題大團円 一八
 銷却金増加問題 一八
 商業會議所法の改正 一八
 商業組合法の實施 一八
 商工省の認可取消事件 一八
 商店法要綱 一八
 商品券取締法の發布 一八
 商品見本市の發達 一八
 條鋼分野協定 一八
 小兒保險の創設 一八
 正米市場規則成る 一八

昭和銀行の設立 一八
 辛亥革命 一八
 新經濟政策(ネップ) 一八
 人網消費稅撤廢運動 一八
 人網清算取引 一八
 人網聯合會の結成 一八
 露灰手形の處理 一八
 人民投票制の復活 一八
 信託法の制定 一八
 信託預金の期限延長 一八
 信用恐慌 一八
 水力開發聯盟 一八
 鈴木商店の没落 一八
 鈴木系諸事業の始末 一八
 スチール・ファイバー 一八
 正貨現送の開始 一八
 粉制整理(大正十五年度) 一八
 青年共產インタナショナルの消長 一八
 生保融資團結成 一八
 製麻企業の獨占 一八
 政友會の產業五ヶ年計畫 一八
 製鋼全國共販問題 一八
 製紙共同管理 一八
 製鐵業獎勵法の改正 一八
 鋼鐵合同案成立 一八
 精糖共販の設立 一八
 セメント生産統制 一八
 セメント増產對策 一八

セメント輸出組合

世界經濟會議(一九三三年)

世界經濟恐慌

石灰窯業共販組合の設立

石灰炭田制限問題

石灰共販機關の設立

石油戰爭の展開

石油燃料國策問題

石油販賣協定

積荷保險プールの結成

赤色労働組合インタの誕生

鮮銀浦瀾支店及ループル問題

賠償問題

戰時共產主義時代

戰時戰後の財政策

全聯(全國購買組合聯合會)

全國產業團體聯合會の成立

船貨改善法の實施

船舶保險協同會成立

船舶輸入許可制實施

染料製造の保護

染料關稅抗爭

滯貨生糸

大株取引所の紛擾

大株の資本金變化

大株の共同擔保制實施

大株短期積立金制度の變更

大株代行會社創立

大株(銀上)協案

一九二

一九一

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

第二、第二半、第三、第四インタ

ナショナル

大鐵の整理成る

大同對字電の大係争

大同對東電の料金問題

大日本紡績聯合會

對米棉麥借款

對米船運交換

太平洋國策(長髮賊亂)

太平洋會議

大連舊舊問題(大正十三年)

台灣銀行の整理(鈴木商店)

高田商會の没落

立會休止

ダンピング稅細則公布

擔保附社債信託法の改正

直取引制限命令

地下鐵時代の出現

チーズの受渡供用

デーゼル革命

地租委議問題

地主組合の發達

中央卸賣市場の開設

中華ソダエト臨時政府

中小商工業者と百貨店の抗爭

中小商工業金融難

長江大水災

朝鮮銀行の整理

朝鮮產米増殖計畫

一九二

一九一

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

朝鮮取引所令公布(仁川京城取引所合併に關する)

貯蓄銀行法の制定

デフレ時代

電氣助成の方針を變改

電氣事業法(改正)

電氣事業臨時調査會

電氣事業の外債熱効與

電球の東西結成

電線爭議(全國)

電力聯盟組織さる

電力巨頭會議開かる

電力統制運動

電力外債問題

電力料金基準問題

電力特殊供給準則成る

天津取引所株の買占

ドイツの賠償問題

ドイツ戰後のインフレ

糖界の分野確立

東株廓清の鐵鎚下る

東株の資本金變化

東株代行會社の創立

東株の土曜後場立曾廢止

東株に雜株清算取引創設

東株の擔保制變改問題

東京ガスの大改造

東京高速鐵道創立

東京電燈の大改革

一九二

一九一

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

當島取引所株買占

東支鐵道問題

鋼水會の設立と協定

鋼の國際限産に參加

東電、東力の合併

東電、日電、鬼怒電の三四戰

獨逸關稅同盟

ドナウ問題

取引所關係諸法令の改正

二八、一九、三三、三三、三八

東邦對大同日電料金問題

トラスト政策

ドル賣買問題

内鮮關稅統一

名古屋中心の金融恐慌

南海電鐵のお家騒動

新潟米崎村事件

廿一ヶ條條約締結

西原借款の對内整理

二水會の成立

日英人絹貿易問題の交渉

日英同盟の崩壞

日貨排斥(抵制)運動

日清戰爭債金

日露戰費とその支弁

日露漁業條約成立

日露漁業不正(島子田事件)

日露漁業特別協定

日獨築協協定

一九三

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

一九〇

日本のロシア承認	八三
日本電報却下七回	一六四
日本農民組合の創立	二二三
日銀特別融通	四三三
日銀利下(利上)	四三三
日銀未拂込の徴收	四四四
日銀參與會法	四四四
日銀納附金法	四四五
日銀保證準備發行高の擴張	四五二
日銀のオープン・マーケット	四五二
日電整理の範を示す	一五二
日電、宇電の提携具體化	一五三
日電、東電の抗争	一五三
日電、宇治兩電の和解	一五七
熱重販賣制實施(ガス)	八四
農業コンミューンの發展	二二三
農業恐慌の進展	二二三
農村經濟更生計畫の樹立	二二五
農林商工兩省の分立	八四
賠償問題	一〇二
廢兩改元	八六
バーゼル委員會	一四〇
發售計畫提出す	一五三
發電水力法可決	一九七
ハバ特許權問題	二二三
早受渡制度實施	八七
バルフォア・ノート	八七
ハザガリ革命	二五
反帝運動	二五

阪神の大阪高架乗入	一六四
阪神・阪急・京阪合同問題	一六三
汎太平洋労働組合會議	一六七
反動恐慌(大正九年)	三七
ビー・エル問題	六六
非常時局財政	二〇
ヒトラ運動の進行	八七
百貨店協會の結成	一〇八
標準熱量(ガス)決定	一五八
肥料配給改善案	一九七
肥料管理法案の流産	一九九
フイリピン獨立問題	八八
フーヴァ恐慌對策	八八九
不換紙幣整理(明治十四年)	三二
藤田銀行の整理	四七
富士身延鐵道の紛糾	一四
撫順の輸入制限	二六
伏行事件	八八
不戰條約	一七一
普通船員最低賃銀制確立	四六
不動產融資の國家補償	四六
不動產資金化融資	六五
船舶保護問題	二六
富民協會の設立	八九
ブラツセル經濟會議	一三三
ブリス問題	八九
ブライントラスト	八九
ブラインテルン	八九
米價基準決定	二七

米穀統制法、米穀法改正二八、二九	二八
米穀多收權計畫	二八
米支小麦借款	二〇二
幣制改革	二〇一
米棉減反計畫	一八三
北京關稅特別會議	一五二
傍系(電力會社)	一四
紡績合同(東洋、合同)	一八〇
紡績深夜業の廢止	一八〇
豐年凶作	一八〇
北洋漁業の大合同	二四
補助貨改鑄基金の支途	一八〇
細系轉換	一八〇
北海道炭礦鐵道株賣占	二二
北海道、東北の凶作恐慌	二二
滿洲國公債	四七、二五
滿洲國中央銀行開業	四七
滿洲國の第一次借款	一三
滿洲航空會社の設立	一三
滿洲國經濟建設方針發表	一三
滿洲國新舊貨幣交換率發表	一三
滿洲鐵道中立の提案	一〇〇
滿洲自衛移民	二二
滿洲事變における立會休止	二二
滿洲における棉作獎勵計畫	二二
滿蒙鐵道問題	一〇四
無爲替輸出問題	六二
メイ委員會	八九
明治製糖の脱稅事件	一九四

メイトル法實施の紛糾	一〇八
綿糸限月延長、ベシス取引	一七
茂木の没落	二〇
木材關稅問題	一六
モンド・タナ産業會議	四八
安田銀行大合同	四〇
ヤング案諮問委員會議	六五
輸出補償制度	一〇九
輸出組合の發達	一七
郵政ユニオン成立	一七
郵便年金制の創設	一七
郵便貯金三分に利下	四八
預金部制度の改正	二二
預金の銀行集中	四八
ラテン貨幣同盟の没落	九〇
關印のセメント輸入許可問題	一九
硫安不當廉價問題	一九
利金淨尺式(電力)	一九
臨時陸軍證券の整理	二二
ルイズヴェルトの恐慌對策	九〇
聯盟脫退と立會休止	一三五
労働組合法案の擯置し	一七九
ロカルノ條約、ローザンヌ會議	九一
露國石油輸入問題	二〇三
露支協約の締結	二〇四
露支國交回復	二〇五
ロンドン會議後の減稅	一九
ロンドン賠償專門家會議	九二
ワシントン會議	九二

つたが、その後永く整理の機會なく、大正十五年度の税制整理において漸く清算整理した

歐洲大戰參加費

大正三年臨時軍事費特別會計は同年八月の日獨開戦に伴ふ軍事費を經理する目的をもつて大隈内閣が同年九月の臨時議會の協賛を経て九月十日法律第四十二號をもつて設置したのに始まる。これによつて山東、印度洋、地中海、南洋方面等の陸海軍出征諸費を經理した元來この會計は大正三年臨時事件費のみの經理を目的としたが、その延長と見られる經費もすべて本會計に屬せしめることとなり、大正七年寺内内閣はチエコ・スロヴァキア救援を目的として西伯利亞に出兵した經費、大正九年原内閣がいはいゆる日海軍事件善後のための陸海軍派遣費も本會計に屬せしめてそのまゝ加藤(高)三派内閣におよんだ

しかるにこれ等の事件は殆ど全部終了し、その經費を特別會計とし

て區分整理する必要もなくなつたのでこの會計は夙に閉鎖すべきものであつたが、財源調達難のためにそれができなかった、即ちこの會計の財源にして公債または借入金にまつべき額五億五千五百万円のうち一億四百余万円は公債の發行困難のためにやむなく一時國庫金を流用してゐた。ところが大正十四年度より新に教育改善および農村振興基金の設置を見ることがなつて右調達基金中から調達未済額を借入ることとして昭和十三年度末限り、約十ヶ年にしてこの會計を閉鎖した、その決算は左の如くである(單位千円)

軍事實費總額	六、四八六、五〇〇
右財源	
一般會計繰入	三、〇〇〇、〇〇〇
公債及借入金	三、〇〇〇、〇〇〇
特別收入	三、〇〇〇、〇〇〇
この會計の閉鎖案は五十議會に提出されたが、次ぎの五十一議會において本會計の機密費に疑義ありとの論が起り、いはゆる田中大將の機密費事件として當時の種々の	

新聞とともに世の拍彈を受け、政黨の腐敗を暴露し、國庫威信の失墜となり、昭和七、八年のフアツシヨ運動の要因を作つたのである

戰時戦後の財政政策

歐洲大戰前、國際貸借が悪化し金本位の維持すら危ぶまれてゐただけに、戦後の輸出貿易好調、受取勘定の増加に合つても初めの中は官民とも調子づかなかつた。當時の政策は産業の發展、經濟界の振興等積極方面には殆ど必要なくたゞ自然の成行に任せて置けばよかつた、何となればそれ等は求めずして得られたからである、尤も歐洲諸國からの物資の供給が急に杜絶し、從來我が國において全く產出しなかつた物を製出するため、例へば日本染料會社を起してこれに補助金を與へるなど、産業の保護助長策と見るべきものがなかつたわけではなかつた、これはむしろ異例であつた、日本としては不慣れた輸出金融切迫、急激な正貨増加による内地金融の調整など

努力は消極的に勵いてゐた、大正六、七年の佛、露等の外債引受、西原借款の成立、臨時國庫證券の募集など皆その現はれであつたしかしこれ等の調整策にもかゝはらず現實に儲かるのだから景氣は自然に好くなる。殊に極端な輸出貿易の振興は一方に輸出亂匯の狀態をさへ現はし、物價は漸を追つて昂騰したので物價政策が漸く喧しく、米騒動は勃發し、大正六年九月の暴利取締令などとなつた大正七年十一月の休戦で閉戦後の好調に一度水をさされ、恐慌場面を現はしたが、これが却つて戰爭終結後の景氣出現に刺激劑となり景況は大正八年四、五月ころから加速度的に好くなつた。當時の官民當局者が思ひ切つた投機抑制策に出なかつたことはのち／＼まで識者の非難するところとなつたが全くそれ等の手段がとられなかつたわけではない。日銀の利上げ、膨脹財政を貽ふための増税などは景氣抑制策として平時なら有効な

るべきものが全く利かなかつたのは現實の富の増加のためである、大正八年下半年から大正九年三月までの好景況は恐らく日本資本主義の最盛期であり、最後の絢爛であつたのであらう、そこへ大正九年の恐慌が來た、財界は整理に向ふべきであつたに拘らずまだ官民共に眞剣にならず、十年秋季には中間景氣の出現となり、十一年春の第二次恐慌の原因を作つた、大正九年の反動の後にも物價問題は依然として經濟政策の主要問題であり、大正十一年八月に政府の物價調節策が發表された如きはその間の消息を傳へるものであらう

金解禁は大正八年平和條約の締結、米國解禁以來一部に唱へられて來たが、大正十一年の第二次恐慌後の財界整理が遅々として進まなかつたに關聯し、財界整理促進策として大正十一年ごろから可成り有力に唱へられることになつた。しかし大正十一年九月加藤(及)内閣は金解禁をなすと聲明し、翌

十二年四月、爲替が平價を回復したときも解禁の最好機を逃がして震災になつた

即ち歐洲大戰中ならびに大戰後を通じての財政經濟政策は自然放任に終始し、産業政策は皆無、金融、物價、財政においても無理をせぬといふ方針で押し通して來たといつていい、

震災善後財政

關東大震災は各方面においてわが經濟界の一轉期を劃したが、財政上においても極めて大きな影響があつた、巨額な復興復舊事業費の支弁の必要は、戦後遅延し勝ちだつたわが官民經濟の整理を强行せしめ、緊縮政策時代になつた、即ち復興復舊事業のために財源は使ひ盡され、他の一般經營は極度に節約される時代の基點となつたのである

先づ復興事業を見るに、大震災直後、内相は例の大風呂敷にしてかつて東京市長として市制に特殊の興味を有する後藤新平氏であつた

ので、氏を中心として三十億または四十億円といふ膨大な帝都復興計畫案が立てられたが、當時の財政状態はかゝる大計畫の遂行を許さず、かつ關東一地方の復興のために全國の資材を消費するの謂はれなしとの議論も起り、計畫は漸次縮小され、最も緊急かつ適切と認むるものだけに限られた、復興撥算を沿革的に示すと左の如くである(單位円)

第四十七臨時議會(大正十二年十二月)提出原案(大正二十七年年度)

▲國費支弁 五、八六〇、〇〇〇

同議會協賛額 四、八六〇、〇〇〇

第四十九議會(大正十三年六月)協賛追加額 二、〇〇〇、〇〇〇

同議會までの協賛額 五、八六〇、〇〇〇

第五十二議會(大正十五年十二月)協賛追加額 三、〇〇〇、〇〇〇

同議會までの協賛額 五、八六〇、〇〇〇

第五十四議會(昭和三年一月)更正協賛額 四、八六〇、〇〇〇

第五十六議會(昭和四年一月)更正協賛額 四、八六〇、〇〇〇

▲府、縣、市の事業費 三、〇〇〇、〇〇〇

東京府 三、〇〇〇、〇〇〇

東京市 三、〇〇〇、〇〇〇

神奈川縣 三、〇〇〇、〇〇〇

總計

合計

國費と地方費合計

内國庫の補助貸附重復記入

差引純豫算額

備考

貸附金および復興事業補助二、三六〇、〇〇〇円を含む

補助、貸附金、補助金等の支出額と地方團體の受入豫算額と一致せぬ分があるが、重複記入控除は國費計上額を採つた

この年度割は大正十二年度から昭和十三年度に及び、大正十三年以降昭和二十年度までは各年一億円を超過した

復興事業と同様に財政の壓迫となつたものは復舊事業である、復舊事業は最初、一般特別兩會計を通じて八億二千五百九十二万六千三百七十三円であつたが、後に整理され、かつ豫算外支出を除いて大正十三年度以降昭和八年度までに一般會計六億六千四百五十余万円、鐵道會計一億二千万円であつたが

後に繰延になつたものもある、この外にも震災關係の經費は震災直後の救護費、火保出捐金、震災手形割引損失補償等を含めると國庫のみで大約二十億圓に垂んとする巨額であつた、この大經費の支弁財源は復興復舊事業とも當初は全部公債金によることとし、震災善後公債法によつて十億七千三百万圓の起債權を得、別に清浦内閣が緊急勅令をもつて起債した額二千四百十八万二千圓を加ふれば十億九千七百十八万二千圓であつた。

復興復舊に關せぬ震災費は國庫剩余金や交附公債で賄はれた、しかしこの起債法の全部を直接震災善後費に支弁したのではない。それは後に復興局費、復舊事業費の一部を普通財源支弁に移したからである。ところが昭和六年になつて歳計が赤字を生ずるに及んで震災後公債法の起債余裕額が利用され、結局、起債法の許した満額まで起債した。

震災善後費は震災善後諸經費が

無難に支出されたのは、折柄財政の緊縮時に向ひ、幸ひにも他に取立した臨時緊急の經費がなかつたからである、震災後から昭和五年度まではわが財政は震災善後財政時代と呼んでもよい。

大正十五年度の大税制整理

整理

普選を目標として結合した加藤(第三派)内閣は大正十四年度豫算において行政財政の整理を行ひ、十五年度豫算において税制整理をなす順序となつたが、普選案が通過し、政友革新の合同がなつて三派内閣は二派内閣となり、當然聯立は崩壊する運命にあつた、その契機となつたのがこの税制整理である。即ち大正十四年七月税制整理問題を繞つて政變が起り加藤憲政會單獨内閣が成立した、第五十一議會(大正十四年暮)に提出された税制整理案はこの憲政會單獨内閣案である。この整理案は直接國稅に一つの體系を與へ、舊稅廢止、新稅創設、各稅の改正、地方

稅整理、專賣局益金の増額、義務教育費國庫負擔金等、その關聯する事項の廣汎なる點においてはひとりわが國のみでなく世界に類例が乏しいとまでいはれるものであつた、提案後政府は政友本黨と提携せねばならぬ羽目となり、多少の修正を受けたが案の骨子とするところ殆ど原案が通過した、整理の内容は次の如くである。

根本方針 今回の税制整理においては輸入に著しき増減なからしむる範圍内において税制の整理を計ることとし

一、直接國稅の體系に關しては一般所得稅を中樞としてこれに適當な改正を施し、地租に相當改正を加へ、營業稅はこれを廢止し、これに代ふるに營業收益稅をもつてし、新たに資本利子稅を設けて租稅の體系を整へ、所得稅および相續稅の免稅點を引上げ、新に地租に免稅點を設け、また雜物物の消費稅を免除し、通行稅、露油稅を全廢し中産階級以下多數國民の負擔を輕減し、もつて社會政策的の効果を著ぐるに努め

三、所得稅において法人留保所得の累進的課稅を廢止して比例稅となし、外形標準による從來の營業稅を全廢し、これに代ふるに營業純益を課稅標準とする營業收益稅をもつてし、第一種所得稅と第二種所得稅および營業收益稅と地租または資本利子稅の重複課稅を避け、また地租の課稅標準を實賃價格に改め、田畑地租に對し相當輕減をなし、もつて産業の發展に資し

四、これ等諸稅の收廢による減稅額を補填せんがため、資本利子稅を創設し、相續稅の稅率を引上げ、なほ嗜好品と認めらるゝ酒および酒精含有飲料に對する増率、清涼飲料稅の新設および煙草の定價引上を行ふこととす

本黨と政策協定 この方針に従つて關係法案を第五十一議會(大正十四年暮)に提出したところが、與黨憲政會は絕對多數を占めてをらず、政友會は地租委議を主張して絕對反對をなし、政友本黨と協定せざるを得なかつた、そこで政友本黨の主張を容れて市町村義務教育費國庫負擔額を原案より

もさらに一千万円増額することとなり、これが財源の一部に充當するため田畑地利軽減の規定を削除し、また住所都市町村田畑地價合計二百円未満に對して地租を徴收せぬ規定を、住所およびその隣接市町村における田畑地價合計額二百円未満にして小作に附せぬもののみの地租を免除することに修正し、自作農を保護獎勵する趣旨を明かにした、この修正を経た税制整理の各税別内容は次の如くである

各税の改正要綱

一、所得税 (イ) 法人の留保所得に對する累進課税を廢し、留保所得と配當所得との區分をせずに五分五の比例税を課す (ロ) 同族會社に關する規定を改正す (ハ) 法人の第一種所得税よりその納附した第二種所得税を控除す (ニ) 個人所得の課税最低限八百円を千二百円に引上ぐ (ホ) 扶養家族に關する控除額を改め、一人につき百円とし、また勤勞所得に對する控除金額を改め六千円以上一萬二千円以下の所得者の六千円以下に屬す

る勤勞所得につき二割を控除す (ヘ) 山林所得に對する課税方法を改めその負擔を軽減す

二、地租 (イ) 課税價格を賃賃價格に改め、田畑に對し課税最低限を設くることとし、約二千年をもつてその調査を完了せしめ、昭和二年度分より改正法により徴收することとした (ロ) 改正法施行に至るまでの間は住所およびその隣接市町村に對しては小作に附したるものを除き田畑地價二百円未満のものを免除とした

三、營業税 (イ) 大正十五年分は廢止 (ロ) 大正十五年分は減税

四、營業收益税 (イ) 營業税に代へて創設し、昭和二年一月一日より施行 (ロ) 課税標準は營業純益とし (ハ) 營利法人に對しては原則として本税を課し、個人に對しては營業税法の課税義務に限り本税を課す (ニ) 個人に對する課税最低限を營業純益四百円とす (ホ) 法人の營業收益税額から地租および資本利子税を控除し、個人の營業收益税より地租を控除す (ヘ) 現行營業税による税額に比し幾分輕減しその税率は法人千分の三十六、個人千分の二十八とす

五、資本利子税 地租および營業收益税との權衡上配當金以外の資本利子 (國債利子を含む) に對し本税を創設し、百分の二の比例税を課す

六、相続税 (イ) 課税最低限、家督相続二千円を五千円に、遺産相続五百円を千円に引上ぐ (ロ) 相続財産の大半なるものに對する遞次増率を引上ぐ

七、通行税 廢止

八、酒税 ビールは一石八十四圓を千五百圓、清酒は三十三圓を四十四圓とし、その他は約二割増税

九、清涼飲料税 炭酸ガスを含有する清涼飲料に對し本税を創設し、一石十圓程度の課税をする。ただし五ラムネ罐詰は一石七圓

一〇、醬油造石税 自家用醬油税 兩税とも廢止

一一、織物消費税 綿織物を免稅

一二、賣藥税 廢止

一三、骨牌税 税率を改正し麻雀は一組三圓、その他は五十錢

一四、專賣局益金 製造煙草各品税を通じ約一割の値上げ

地方税の整理

地方税整理は國稅整理に對應して行はれ (一) 國稅の直接稅體系を整備す

るに當つて創設すべかりし家屋税は府縣税として創設して、國稅體系との權衡を得せしむると同時に地方に財源を與ふ (二) 府縣稅戶數割を廢止して市町村稅戶數割を創設 (三) 府縣稅營業税および雜稅の整理 (四) 國稅地租の自作農免稅地に對しても從來の地租附加税を限度として特別地稅として賦課を許す (五) 所得稅附加税を改正し、府縣稅としては戶數割廢止のために失ふ財源のうち家屋稅創設によつて補填し得ない部分は所得稅附加税を増率せしめ、市町村稅としての所得稅附加税はこれを廢止し、たゞ戶數割を施行せぬ市町村に對するのみ例外的に認める (六) 市町村義務教育費國庫負擔金を四千万圓から七千万圓に増加し、地方稅制整理の資源たらしめる

若槻内閣の稅整

若槻内閣の稅制整理は、憲政會内閣の第二次稅整といはれるもので、大正十五年度豫算に具現した第一次の大稅整の補充的のものである、片岡鐵相の下に第五十二議會 (大正十五年暮) に提案された、

その要綱は左の如し

第二次税制整理においては、これによる歳入の減少額は現下の財政状態に鑑み、認容せらるべき範囲内において行ふこととし

一、(イ)國民負擔の均衡を得しむることに努め(ロ)社會政策的効果を擧ぐると同時に(ハ)稅務行政實行上の便宜を圖り出來得る限り官民相互の手数を省略すべき方針の下に立案した

二、登録税において不動産所有權の移轉、質權抵當權の取得等の場合および法人合併の場合における課税に相當の輕減を加へ、不動産信託の場合における課税の方法を改善し、社會政策的ならびに公共的施設遂行の場合における課税を免じ、また土地台帳の登録税を廢し、以上の改正に伴ふ歳入の減少を補填し、かつ負擔の均衡を圖るために商業登記その他一部の定額税に相當の引上を行ふ

三、印紙税は従来の比例税定額税の併用を改めて階級定額税および定額税の併用制度とし、政策上から證書類の發行に關する社會的證書に免

四、砂糖消費税のうち庶民階級需要の第一種糖に減税、第二種、第三種の區分を廢して第一種としこれに從來の第一種糖税率を適用、第四種を第三種に、第五種を第四種とし、糖蜜糖水に相當の減税を行ひ、同時に砂糖關稅の改正と相待つて負擔の消費

者輕減とわが糖業の發達を阻害せぬこととした

かくして提案された原案は自作農創設事業に關聯して登録税免除の範圍を擴張する修正を受けたのみで通過した

地租委議問題

地租委議問題

大正九年、原内閣は臨時財政經濟調查會を設置し諸部門にわたり大掛かりの諮問答申が行はれたが、その中で最も大きな收穫は税制整理案である、時恰かも歐洲大戰後の變革期にあり、特に税制は最も緊切に改正の必要があつたのでこの調査會は機宜に適したためであるが、整理案そのものが立派な出來榮けであつたことが、この答申案を重からしめたものであら

う、可成り具體的、要約的な立

場に立ちながら實行的な具體案を示したものである、それ以後の官民の税制整理論がこの案を中心とし、政府の整理もこれを指導原理としたと見るべきものが多い

臨時財政經濟調查會は大正九年六月一日總會を開いて税制整理を特別委員會に附託しさらに小委員會が調査研究して約二ケ年を経、大正十一年六月十五日(政府は六月十二日に加藤友内閣となる)成案を得た。整理案は(甲)直接國稅

(乙)間接國稅(丙)地方稅の三部に分れてゐるが、こゝにいふ地租委議は直接國稅の體系整備の上から答申された。即ち直接國稅の體系は「一般所得稅を中軸とし、その補充税として一般財產稅を創設し、この兩者を直接國稅の根本體系たらしむるを目的とし、地租および營業稅はこれを地方稅に委譲する方針を採ることとなつた

この答申案は直ちに當時與黨的立場にあつた多數黨の政友會の政綱となり、第四十六議會(大正十一

年暮から十二年春まで)には農村振興に關する建議案と共に「大正十三年度から地租は地方に委譲すべし」といふ衆議院の決議案として成立した、國民黨も地租委議に賛成し、反對は單り憲政會と、貴族院の保守派のみとなり、地租委議は震災前の財政論の中心題目となつた。大正十三年政友會は分裂し、その六月には加藤、高三派内閣の成立、十四年五月には政友會と大憲黨たる革新俱樂部の合併があり、政黨の頻々たる離合の後に十四年七月には再び地租委議問題が表面に出て來た。即ち同年七月廿九日、憲政會案といふべき、漢口蔵相の税制整理案(地租委議を含まず)が閣議に提出されたが、政友會出身の岡崎農林、小川司法の二相は、國稅と地方稅の整理不可分論を固執して、右の國稅のみの整理案の審議を拒絶し、こゝに聯立内閣は崩壊した、卅一日内閣は總辭職、八月一日加藤憲政會單獨内閣が成立して右税整理案は政府

年暮から十二年春まで)には農村振興に關する建議案と共に「大正十三年度から地租は地方に委譲すべし」といふ衆議院の決議案として成立した、國民黨も地租委議に賛成し、反對は單り憲政會と、貴族院の保守派のみとなり、地租委議は震災前の財政論の中心題目となつた。大正十三年政友會は分裂し、その六月には加藤、高三派内閣の成立、十四年五月には政友會と大憲黨たる革新俱樂部の合併があり、政黨の頻々たる離合の後に十四年七月には再び地租委議問題が表面に出て來た。即ち同年七月廿九日、憲政會案といふべき、漢口蔵相の税制整理案(地租委議を含まず)が閣議に提出されたが、政友會出身の岡崎農林、小川司法の二相は、國稅と地方稅の整理不可分論を固執して、右の國稅のみの整理案の審議を拒絶し、こゝに聯立内閣は崩壊した、卅一日内閣は總辭職、八月一日加藤憲政會單獨内閣が成立して右税整理案は政府

年暮から十二年春まで)には農村振興に關する建議案と共に「大正十三年度から地租は地方に委譲すべし」といふ衆議院の決議案として成立した、國民黨も地租委議に賛成し、反對は單り憲政會と、貴族院の保守派のみとなり、地租委議は震災前の財政論の中心題目となつた。大正十三年政友會は分裂し、その六月には加藤、高三派内閣の成立、十四年五月には政友會と大憲黨たる革新俱樂部の合併があり、政黨の頻々たる離合の後に十四年七月には再び地租委議問題が表面に出て來た。即ち同年七月廿九日、憲政會案といふべき、漢口蔵相の税制整理案(地租委議を含まず)が閣議に提出されたが、政友會出身の岡崎農林、小川司法の二相は、國稅と地方稅の整理不可分論を固執して、右の國稅のみの整理案の審議を拒絶し、こゝに聯立内閣は崩壊した、卅一日内閣は總辭職、八月一日加藤憲政會單獨内閣が成立して右税整理案は政府

年暮から十二年春まで)には農村振興に關する建議案と共に「大正十三年度から地租は地方に委譲すべし」といふ衆議院の決議案として成立した、國民黨も地租委議に賛成し、反對は單り憲政會と、貴族院の保守派のみとなり、地租委議は震災前の財政論の中心題目となつた。大正十三年政友會は分裂し、その六月には加藤、高三派内閣の成立、十四年五月には政友會と大憲黨たる革新俱樂部の合併があり、政黨の頻々たる離合の後に十四年七月には再び地租委議問題が表面に出て來た。即ち同年七月廿九日、憲政會案といふべき、漢口蔵相の税制整理案(地租委議を含まず)が閣議に提出されたが、政友會出身の岡崎農林、小川司法の二相は、國稅と地方稅の整理不可分論を固執して、右の國稅のみの整理案の審議を拒絶し、こゝに聯立内閣は崩壊した、卅一日内閣は總辭職、八月一日加藤憲政會單獨内閣が成立して右税整理案は政府

年暮から十二年春まで)には農村振興に關する建議案と共に「大正十三年度から地租は地方に委譲すべし」といふ衆議院の決議案として成立した、國民黨も地租委議に賛成し、反對は單り憲政會と、貴族院の保守派のみとなり、地租委議は震災前の財政論の中心題目となつた。大正十三年政友會は分裂し、その六月には加藤、高三派内閣の成立、十四年五月には政友會と大憲黨たる革新俱樂部の合併があり、政黨の頻々たる離合の後に十四年七月には再び地租委議問題が表面に出て來た。即ち同年七月廿九日、憲政會案といふべき、漢口蔵相の税制整理案(地租委議を含まず)が閣議に提出されたが、政友會出身の岡崎農林、小川司法の二相は、國稅と地方稅の整理不可分論を固執して、右の國稅のみの整理案の審議を拒絶し、こゝに聯立内閣は崩壊した、卅一日内閣は總辭職、八月一日加藤憲政會單獨内閣が成立して右税整理案は政府